

法律・制度 Monthly Review 2012.11

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2012年11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、年金制度の改正法が成立したこと（16日）、衆議院が解散されたこと（16日）、衆議院選挙に向けて各政党が政権公約等を公表したこと（17日以後）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○11月の法律・制度レポート一覧	2
○11月の法律・制度に関する主な出来事	2
○今月のトピック1	
ノンバンクにも公的資金注入か？	4
○今月のトピック2	
年金制度の改正法の解説と意見2	6
○レポート要約集	11
○11月の新聞・雑誌記事・TV等	14

◇11月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
1日	P T S取引に関するT O B規制の見直し	横山 淳	金融商品取引法	P. 9
5日	CCP 向けエクスポージャーの資本賦課(案) ～【金融庁告示改正(案)】 バーゼルⅢの「ラスト・ピース」が法制化へ～	鈴木 利光	金融制度	P. 10
8日	法律・制度 Monthly Review 2012.10 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 12
	IASB、投資企業に関する会計基準を公表	鳥毛 拓馬	会計	P. 3
20日	ノンバンクにも公的資金注入か？ ～【金融審議会】ベイルアウトの対象を 預金取扱銀行以外にも拡大か～	鈴木 利光	金融制度	P. 10
21日	いまさら人には聞けない株式交換のQ & A	横山 淳	会社法	P. 22
22日	年金制度の改正法の解説と意見2 ～2.5%年金減額を含む年金支給額の試算など～	是枝 俊悟	税制	P. 23
	社債の発行登録制度見直し ～実質的な改正にはつながらず？～	吉井 一洋	金融商品 取引法	P. 4
29日	社会保障・税一体改革による家計への影響試算<二訂版> ～最新の法改正を反映し、2011年と2016年の 実質可処分所得を比較～	是枝 俊悟	税制	P. 16

◇11月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇金融庁、「金融担当大臣談話—中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について—」を公表。 ◇日証協、「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について～英国のISAの実態調査報告～」を公表。 ◇IFRS財団、会計基準諮問フォーラム創設の提案を公表(12月17日まで意見募集)。
2日	◇金融庁、「FATF声明の公表について」を公表。
5日	◇金融安定理事会(FSB)、「グローバルなLEI(取引主体識別子)システムのための監視委員会(ROC: Regulatory Oversight Committee)憲章」および「グローバルなLEIシステムの実施についてのプログレスノート」を公表。
7日	◇金融庁、「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」を設置。第1回会合が行われる。

9日	◇金融庁、「金融安定理事会によるG20 財務大臣・中央銀行総裁会議への報告書の公表について」を公表。
12日	◇東証、「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」および「『日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン」を見直し、2013年1月1日から実施する旨、公表。
15日	◇日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、ASBJ が「『中小企業の会計に関する指針』の改正に関する公開草案の公表について」を公表（12月14日まで意見募集）。
16日	◇特例公債法が参議院にて可決・成立。2012年度から2015年度まで特例公債の発行が可能に。 ◇年金制度の改正法が参議院にて可決・成立。2013年10月から段階的に年金支給額の特例水準を縮減・廃止。消費税率10%への引き上げ時に、年金生活者支援給付金の支給を開始。 ◇公職選挙法等の改正法が参議院にて可決・成立。参議院議員定数を4増4減させる（次回・次々回の改選で半分ずつ改正）。衆議院議員定数は、別途定める法の施行後5人減少させる（12月4日に公示された第46回衆議院総選挙にはこの規定を適用せず）。 ◇民主党・自民党・公明党、衆議院選挙制度の抜本的な見直しに関する「合意書」を公表。 ◇衆議院が解散される。内閣、衆議院総選挙日程を12月4日公示、12月16日投開票に決定。 ◇衆議院解散に伴い、番号制度（マイナンバー）法案などが審議未了で廃案に。 ◇財務省財務総合政策研究所研究部、ディスカッションペーパー「2009年度税制改正が現地法人の配当送金に及ぼした効果—本社の資金需要に着目した分析—」を公表。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」と題する最終報告書を公表。
17日以後	◇各政党、衆院選に向けて政権公約（マニフェスト）、政策集等を公表。
18日	◇金融安定理事会（FSB）、「シャドバンキングの規制と監視の強化」と題する市中協議文書および「グローバル・シャドバンキングモニタリング報告書（2012年）」と題する報告書を公表。
19日	◇経済産業省中小企業庁・公正取引委員会、「下請取引の適正化及び下請事業者への配慮等に係る通達を発出しました」を公表。 ◇日証協、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』等の一部改正について（案）」を公表（11月30日まで意見募集）。社債の価格情報インフラ整備に向けた取引情報の収集・分析のための制度改正案。
20日	◇東証・大証、各臨時株主総会にて合併を承認。
21日	◇バーゼル委、「バーゼルⅢのカウンターパーティ信用リスクの取扱いへのよくある質問（FAQ）」（2012年7月公表）についての更新を発表。
22日	◇国際会計基準審議会（IASB）、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案に関する公開草案を公表（2013年3月22日まで意見募集）。
28日	◇金融庁、「『主要行等向けの総合的な監督指針』及び『金融検査マニュアル』等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第9号「金融商品」における金融商品に関する分類及び測定の変更事項の限定的な変更の提案を公表（2013年3月28日まで意見募集）。 ◇日証協、米国金融取引業規制機構（FINRA）と「情報交換と業務協力のための覚書（MOU）」を締結した旨、公表。
30日	◇社会保障制度改革国民会議の第1回会合が行われる。 ◇金融庁、株式会社かんぽ生命保険における新規業務の郵政民営化法上の認可について、条件つきで認可（この条件を満たし、金融庁・総務省が承認する際に、同時に保険業法上の認可も行われる）。

◇今月のトピック 1

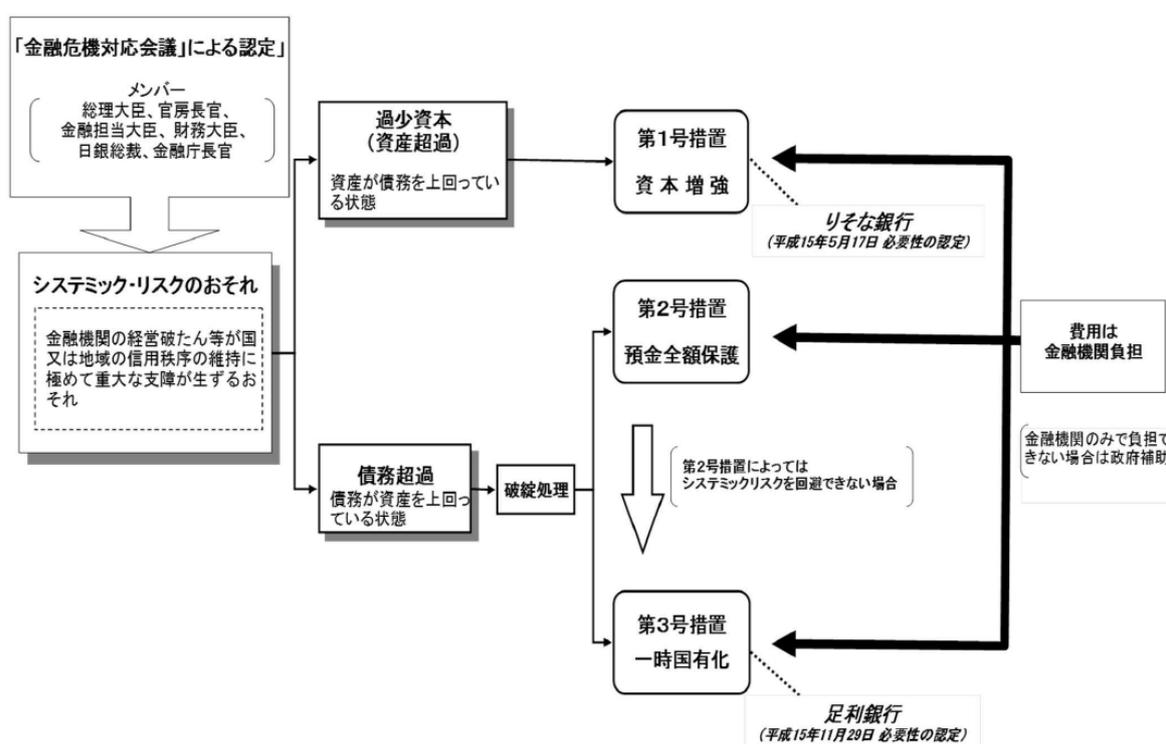
ノンバンクにも公的資金注入か？

2012年11月20日 鈴木 利光

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12112001financial.html>

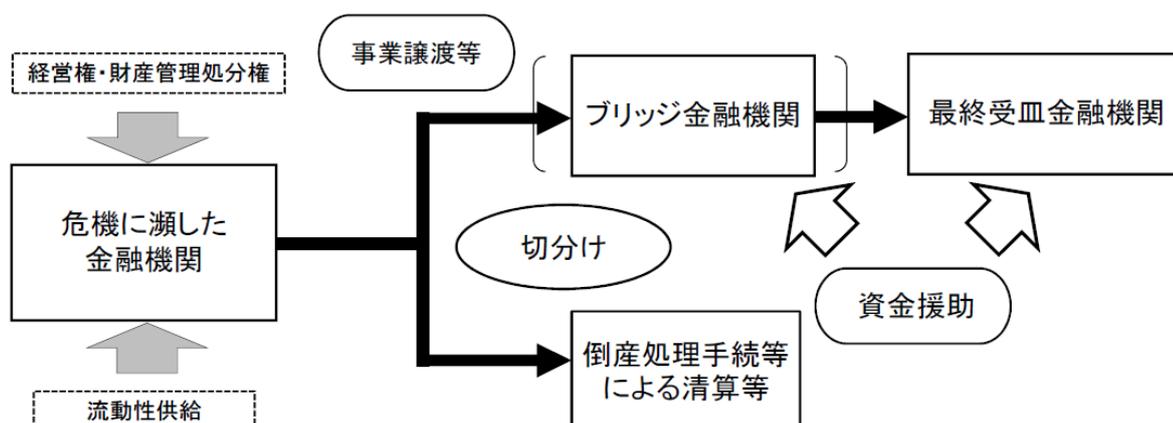
※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。紙面都合により、図表の掲載順を入れ替えた。

図表 1 預金保険法第102条における金融危機対応のための金融安定化措置



(出所) WG 第10回「これまでの事務局説明資料」

図表 3 “resolution” 枠組み (WG)



(出所) WG 第10回「事務局説明資料」

図表 2 米国・英国・EUにおける“resolution”枠組みの整備

	米国		英国		EU		
	ドッド・フランク法	2009年銀行法	UKコンサルテーション		EU指令案	EUコンサルテーション	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 銀行持株会社 FRB監督ノンバンク金融会社 (証券会社・保険会社等をいい、CCP等のFMIは含まれない) FRBが本源的業務等と判断した業務を支配的に行う会社 上記の子会社 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 銀行の親会社 	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社 (親会社を含む) 中央清算機関 (CCP) CCP以外の金融市場インフラ (FMI) (※) 保険会社 (※) ※ 具体的な提案なし		<ul style="list-style-type: none"> 預金取扱金融機関 証券会社 上記の持株会社およびその金融子会社 EU域外に本店のある預金取扱金融機関・証券会社 	<ul style="list-style-type: none"> FMI (例) CCP、証券集中保管機関 (CSD) 保険会社 	
当局の権限	FDICは管財人として、 <ul style="list-style-type: none"> 合併、資産・負債の移転 対象機関への貸付け (※) の措置をとることが可能 ※ 財務省が当座の資金繰りを手当て	<ul style="list-style-type: none"> 事業の民間部門・ブリッジバンクへの移管 (イングランド銀行による権限行使) 一時国有化 (財務省による権限行使) ※ 銀行の親会社には、一時国有化のみ可能 	<証券会社> <ul style="list-style-type: none"> 事業の民間部門・ブリッジファームへの移管 (イングランド銀行による権限行使) 一時国有化 (財務省による権限行使) 	<CCP> 事業の民間部門・ブリッジCCPへの移管 (イングランド銀行による権限行使)	<ul style="list-style-type: none"> 民間部門・ブリッジ金融機関への事業譲渡 資産運用会社への不良資産の移転 債務の削減・株式化 (ペイルイン) 対象機関への貸付け (※) ※ 事前徴収した資金では不足が生じるときは、中央銀行・他国の破綻処理基金等から借入れ 	<FMI> <ul style="list-style-type: none"> 民間部門・ブリッジ金融機関への事業譲渡 ランオフ (新規契約の引受けの停止) 当初証拠金 (initial margin) のヘアカット 変動証拠金 (variation margin) のヘアカット 債務の株式化 (ペイルイン) 等 	<保険会社> <ul style="list-style-type: none"> 民間部門・ブリッジ金融機関への事業譲渡 ランオフ (新規契約の引受けの停止) ポートフォリオ移転 ペイルイン (無担保の負債に適用し、ポリシーや顧客資産には適用しない) システム上重要な非伝統的業務の分離 等
早期自動解約条項の発動の停止	○ FDICの管財人任命の翌営業日の午後5時まで、および契約の移転後は、解約・清算・ネットティングの権利行使は不可	○ 移管・一時国有化の命令に、デフォルト条項の発動の判断は当該措置がなかったものとみなして行う旨を定めることが可能 ※ ただし、現行EU指令により対象となる契約の範囲に制限	○ (EU指令案に準ずる)	? (言及なし)	○ 当局は、早期解約権の行使を短期間 (金融機関が破綻処理開始の要件に抵触した旨の通知がされた日の翌営業日の午後5時まで) 禁止することが可能	○ (詳細不明) ※ そもそもこのオプションがFMIに関連するものといえるか否かにつきコメントを求めている	○ (詳細不明)
公的資金注入	×	○	○	×	×	×	
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 連結資産500億ドル以上の銀行持株会社 FRB監督ノンバンク金融会社 から、事後的にリスクベースの賦課金を徴収	株主・債権者の他、他の銀行等による事後負担	(2009年銀行法に準ずる)	CCPのオーナーとメンバーで負担 (徴収のタイミングは不明)	<ul style="list-style-type: none"> 事前徴収 ※ 事前徴収した資金では生じた費用を賄うことができないときは、預金取扱金融機関・証券会社から事後負担金を徴収 	事前徴収	事前徴収もしくは事後負担

(出所) WG 第 10 回「これまでの事務局説明資料」および各種公式資料を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇今月のトピック 2

年金制度の改正法の解説と意見 2

2012年11月22日 是枝 俊悟

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12112201tax.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。紙面都合により、図表の掲載順を入れ替えた。

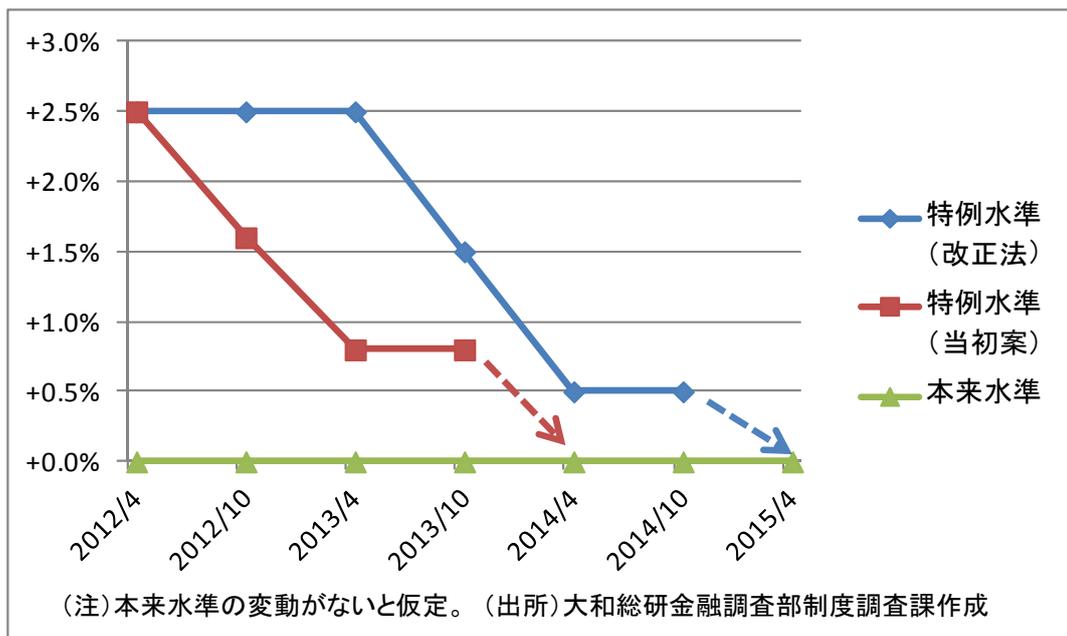
図表 1 2012年に国会に提出された年金制度の改正法律（案）の結果

法律の名称	番号	主な内容	結果	施行日	消費税条件	国庫負担
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（2月10日国会提出）	1	物価スライド特例水準の廃止（年金支給額2.5%引き下げ）	11月成立	2013年10月	なし	減る
	3	2012年度・2013年度における基礎年金国庫負担1/2の財源の手当て	11月成立	本文で説明	なし	変わらず
年金生活者支援給付金の支給に関する法律（7月31日国会提出）	2	年金生活者支援給付金（低年金者への福祉的な給付）の支給	11月成立	2015年10月	10%	増える
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（3月30日国会提出）	4	受給資格期間の短縮	8月成立	2015年10月	10%	増える
	6	父子家庭への遺族基礎年金の支給	8月成立	2014年4月	8%	増える
	7	短時間労働者への厚生年金の加入拡大	8月成立	2016年10月	なし	変わらず
	8	産休中の保険料免除	8月成立	公布日より2年以内	なし	変わらず
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（4月13日国会提出）	3	2014年度以後の基礎年金国庫負担1/2の財源の手当て	8月成立	2014年4月	8%	変わらず
	5	厚生年金と共済年金の一元化	8月成立	2015年10月	なし	変わらず
—	9	高所得者の年金支給額の減額	法案から削除	—	—	減る

（注）番号は、本レポートでの項目番号のことである。消費税条件とは、表記の税率への消費税率の引き上げの施行が、当該年金制度の改正の施行のための条件とされていることを意味する（本文参照）。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 公的年金の支給額（本来水準と比べた割合）の推移



図表 3 年金額の改定ルール

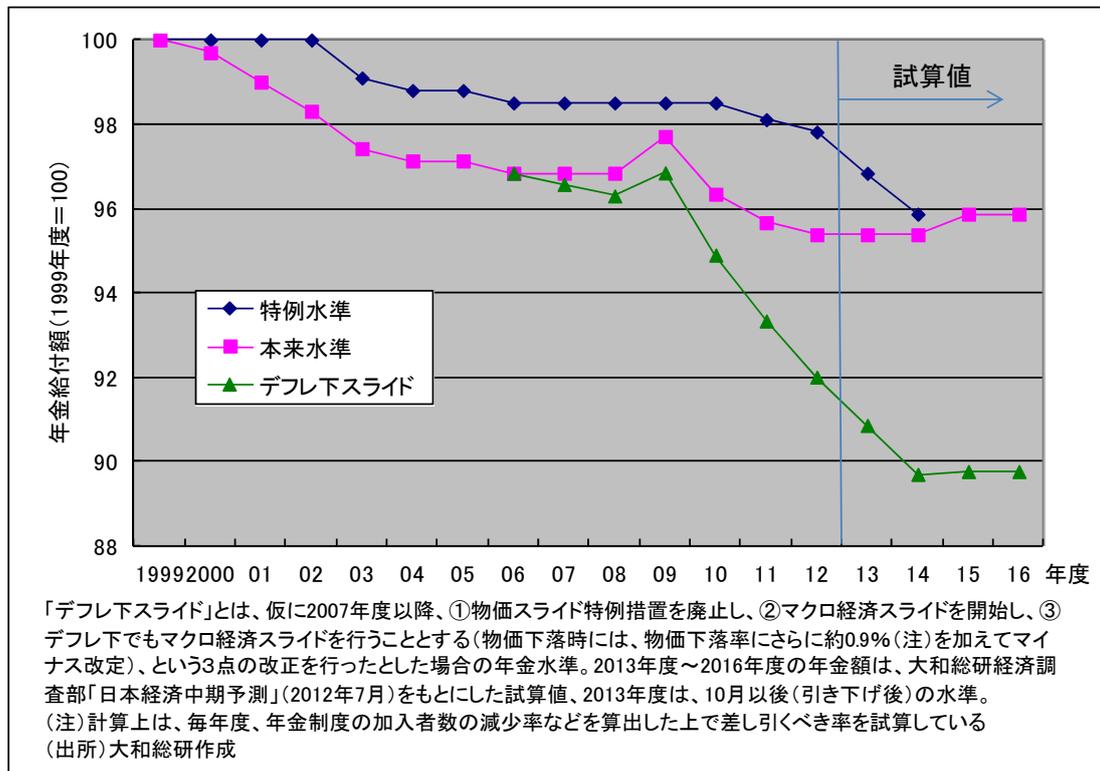
	従来の規定	法改正後の規定
実際の年金支給額	「本来水準」と「特例水準」の高い方	「本来水準」と「特例水準」の高い方 (ただし、「特例水準」は2015年度に廃止)
「本来水準」の改定 (既裁定者)	原則として物価上昇率で改定する(物価下落ならマイナス改定)	原則として物価上昇率で改定する(物価下落ならマイナス改定)
「特例水準」の改定	・物価が上昇しても増やさない ・(特例水準導入後の)過去最低の物価水準を下回った場合、下回った率だけマイナス改定	・2013年度(10月)、2014年度(4月)は対前年比マイナス1%の改定を行う ・物価が上昇しても増やさない ・(特例水準導入後の)過去最低の物価水準を下回った場合、下回った率を上記のマイナス1%に加えてマイナス改定(注1) ・2015年度には特例水準を廃止する
マクロ経済スライドの実施について	・「本来水準」が「特例水準」を上回るようになる年度から、名目ベースで前年度の実際の年金支給額より減らない範囲でマクロ経済スライドを実施する	①2013年度または2014年度に「本来水準」が「特例水準」を上回った場合は、その年度以後、マクロ経済スライドを実施 ②①に該当しない場合でも2015年度以後、マクロ経済スライドを実施 ③マクロ経済スライドを実施する場合は、名目ベースで前年度の実際の年金支給額より減らない範囲で行う

(注1) この場合、2015年4月までの年金支給額(名目ベース)の引き下げは2.5%を超える場合がある。

(注2) 2013年度または2014年度に「本来水準」が「特例水準」を上回ることになった場合、その年度の年金支給額(名目ベース)は前年度以上となる。この場合、2015年4月までの年金支給額(名目ベース)の引き下げは、2.5%を下回る場合がある。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 既裁定者の年金支給額の試算(2012年度までは実績値)



図表 5 年金生活者支援給付金の試算

	納付済の月数	全額免除の月数	未納・未加入の月数	現在の年金額	年金生活者支援給付金		年金＋給付金
					納付済期間に応じた給付	免除期間に応じた給付	
Aさん	480	0	0	786,500	逆転現象防止の給付が行われる		
Bさん	400	0	80	655,400	50,000	0	705,400
Cさん	360	120	0	655,400	45,000	32,771	733,171
Dさん	240	240	0	524,300	30,000	65,542	619,842
Eさん	240	120	120	458,800	30,000	32,771	521,571
Fさん	0	480	0	262,200	0	131,083	393,283

(注) いずれも1941年度生まれの者とする。2012年8月現在の年金額をもとにした試算である(施行される2015年10月までには、物価スライド特例水準の解消により2.5%の年金額引き下げが予定されているが、この点は考慮していない)。いずれも、厚生年金等の支給はないものとし、国民年金の振替加算の対象ではなく、年金以外の所得はないものとする。金額はすべて年額、円単位である。

(出所) 法令等に基づき大和総研金融調査部制度調査課試算

図表 6 現行の厚生年金と共済年金の違いと新厚生年金の設計

	現行の厚生年金	現行の共済年金	新厚生年金 (2015年10月～)
被保険者	民間給与と所得者	公務員、私学職員等	民間給与と所得者、公務員、私学職員等
被保険者年齢(保険料を払う年齢)の上限	70歳まで	年齢制限なし	70歳まで
年金受給者が厚生年金の被保険者となったときの年金調整	・65歳までは「賃金＋年金」が月28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。 ・65歳以後は「賃金＋年金」が月46万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。	・年齢にかかわらず、「賃金＋年金」が月46万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。	・65歳までは「賃金＋年金」が月28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。 ・65歳以後は「賃金＋年金」が月46万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。
障害給付の受給要件	保険料納付要件あり	保険料納付要件なし	保険料納付要件あり
遺族年金の転給	転給なし	転給あり	転給なし

(出所) 厚生労働省資料をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 遺族年金支給の有無に関する早見表(現行および改正後)

夫(妻)の死亡時の18歳未満の子の有無	夫が亡くなった場合				妻が亡くなった場合			
	18歳未満の子がいる		18歳未満の子がいない		18歳未満の子がいる		18歳未満の子がいない	
夫(妻)の死亡時の妻(夫)の年収	850万円未満	850万円以上	850万円未満	850万円以上	850万円未満	850万円以上	850万円未満	850万円以上
遺族基礎年金	△(注1)	×	×	×	×→△(注1)	×	×	×
遺族厚生年金	○	△	原則○(注2)	×	原則△(注3)	△	原則×(注4)	×

亡くなった被保険者と生計維持関係にある者が配偶者(および子)のみである場合、配偶者または子に対して、○…終身年金が支給される、△…子が18歳に達するまで有期年金が支給される、×…年金が支給されない。

(注1) 今後、「第3号被保険者が亡くなった場合」の配偶者には遺族基礎年金が支給されなくなる改正が行われる予定である。

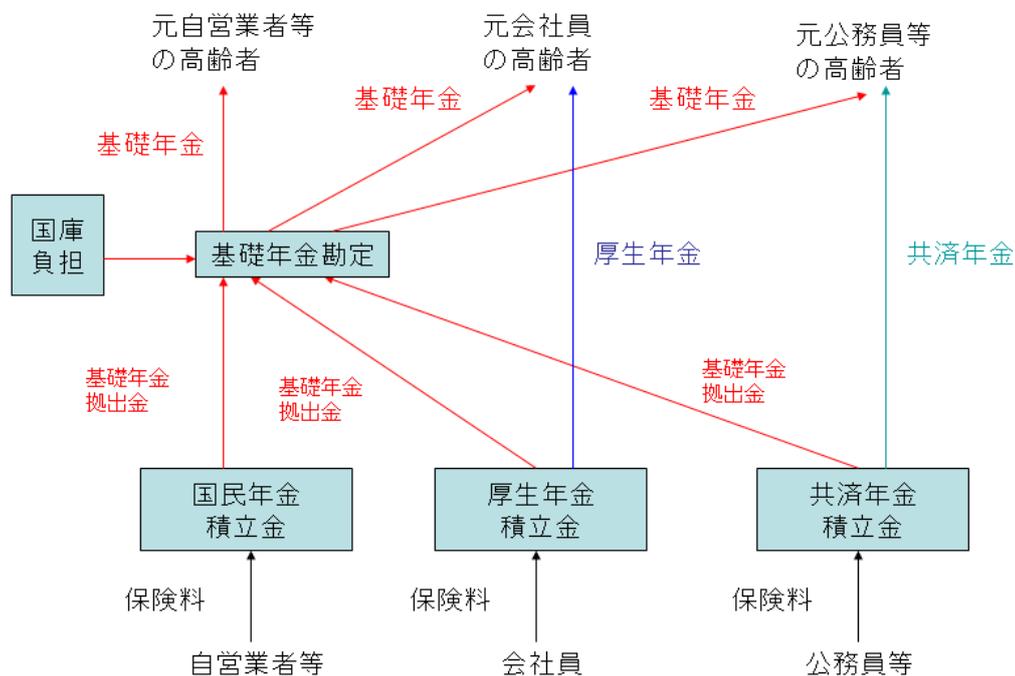
(注2) 夫の死亡時、妻が30歳未満であった場合は5年間の有期年金となる。

(注3) 妻の死亡時、夫が55歳以上である場合に限り、子が18歳に達しても(夫が60歳以上となった後に)年金の支給が継続する。

(注4) 妻の死亡時、夫が55歳以上である場合に限り、夫が60歳以上となった後に終身年金が支給される。

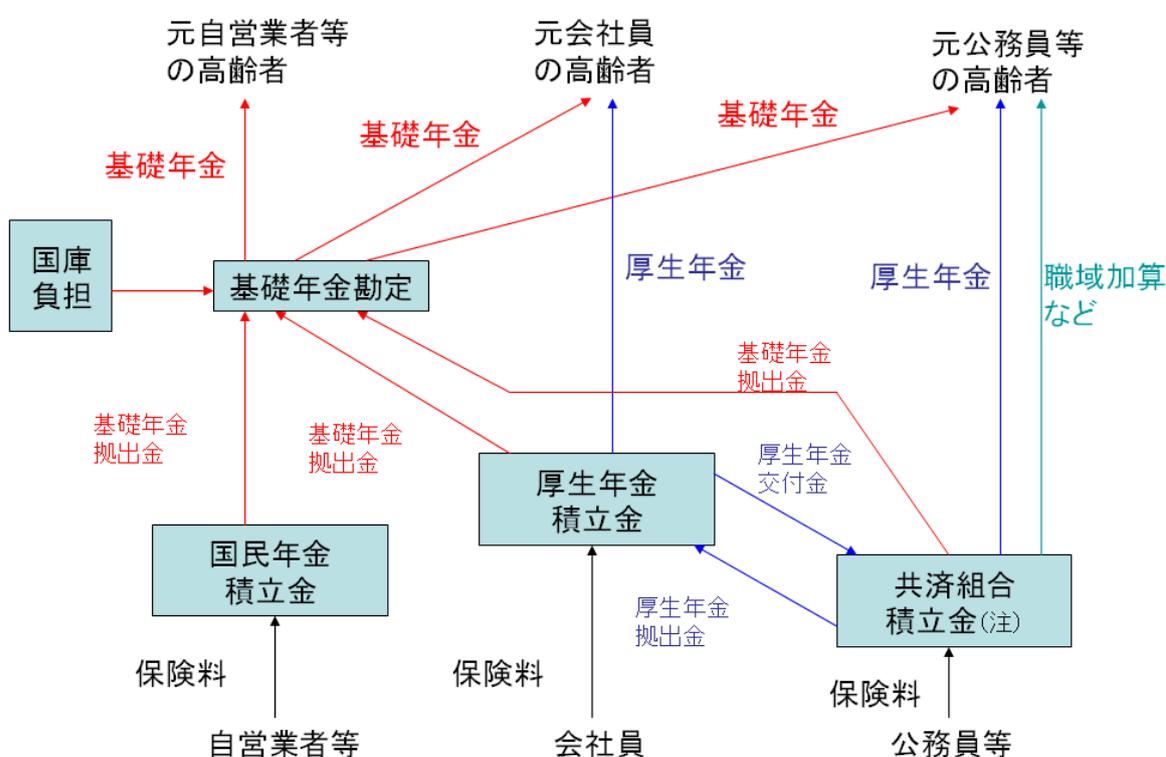
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 現行の公的年金制度の財源の概略図



(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

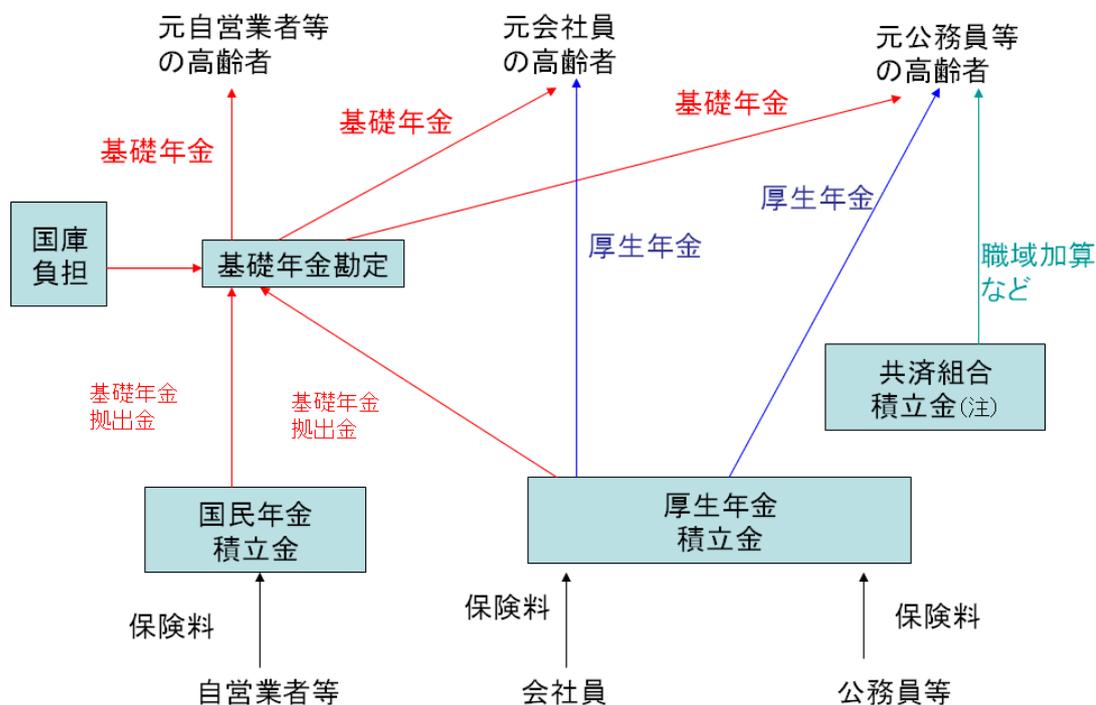
図表 8 2015年10月以後の公的年金制度の財源の概略図



(注) 共済組合は健康保険事業も行っているが、年金事業のみの積立金を意味する。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 公的年金制度の財源の概略図（筆者案）



(注) 共済組合は健康保険事業も行っているが、年金事業のみの積立金を意味する。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 厚生年金と共済年金（国・地方公務員共済）の保険料率引き上げスケジュール

	改正前		改正後	
	厚生年金	共済年金	厚生年金のうち会社員	厚生年金のうち公務員等
2011年10月～	16.412%	15.862%		
2012年10月～	16.766%	16.216%		
2013年10月～	17.120%	16.570%		
2014年10月～	17.474%	16.924%		
2015年10月～	17.828%	17.278%	17.828%	17.278%
2016年10月～	18.182%	17.632%	18.182%	17.632%
2017年10月～	18.300%	17.986%	18.300%	17.986%
2018年10月～	18.300%	18.340%	18.300%で一律化	
2019年10月～	18.300%	18.694%		
2020年10月～	18.300%	19.048%		
2021年10月～	18.300%	19.402%		
2022年10月～	18.300%	19.756%		
2023年10月～	18.300%	19.800%		

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【1日】

P T S取引に関するT O B規制の見直し

2012年10月26日、金融庁は、公開買付け（T O B）規制の見直しに関するパブリックコメントの結果等を公表した。これを受けて、10月31日、政令・内閣府令の改正が公布された。

具体的には、一定の要件を満たすP T S（私設取引システム）における取引については、いわゆる公開買付け規制上の5%ルール適用を除外することとされている。なお、いわゆる1/3ルールについては、適用を除外されないことが明文化されている。

改正後の政令・内閣府令等は、2012年10月31日から施行されている。

※本稿は、2012年7月10日付レポート「P T S取引に関するT O B規制の見直し案」を、最終的な政令、府令等に基づいて書き改めたものである。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12110101securities.html>

【5日】

CCP向けエクスポージャーの資本賦課（案）

～【金融庁告示改正（案）】バーゼルⅢの「ラスト・ピース」が法制化へ～

2012年10月24日、金融庁は、バーゼル規制に関して、国際統一基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示の一部を改正する案（告示改正案）を公表している。

告示改正案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年7月25日、バーゼルⅢのなかで唯一最終化されていなかった、銀行の清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課に関する暫定規則を公表したことを踏まえたものである。

金融庁は、パブリックコメントの終了後、2012年12月末までに正式に（改正後の）告示を公布し、2013年3月31日から適用する予定としている。そのため、告示改正案へのパブリックコメントの提出期間は、公表日から2012年11月7日までと、本来の「三十日以上」よりも短縮されたものとなっている。

CCP向けエクスポージャーについては、現行規制上、一般的にエクスポージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている。現行の取扱いの見直しの背景には、適格なCCPを通じたOTCデリバティブ取引の決済を促進する必要性がある。

これを実現すべく、告示改正案は、CCPに取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステムリスクにかんがみ、エクスポージャー額「ゼロ」を認めるための要件を厳格化しつつも、一定の要件を充足するCCP向けエクスポージャーに対する資本賦課を本則よりも緩和している。

適用が開始される2013年3月末に向けて、対象となる国際統一基準行としては、CCPの適格性の有無、CCP向けエクスポージャー（トレード・エクスポージャーおよび清算基金）の洗い出しが急務となろう。

特に、清算基金の信用リスク・アセット額の算出にあたってリスク感応的な手法を採用する場合は、取引があるCCPと協議のうえ、入念な準備を進める必要が生じよう。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12110501financial.html>

【8日】

法律・制度 Monthly Review 2012.10

～法律・制度の新しい動き～

2012年10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、日証協自主規制会議が「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」をとりまとめたこと（16日）、政府税制調査会における平成25年度税制改正大綱策定に向けた審議が開始されたこと（19日）、PTSを通じた株式取得について一定条件の下、TOB規制（いわゆる「5%ルール」）の対象外とする内閣府令等の改正が公布されたこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12110801law-others.html>

IASB、投資企業に関する会計基準を公表

2012年10月31日に、国際会計基準審議会は、「投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号の改訂）」（以下、改訂基準）を公表した。改訂基準は、IFRS第10号「連結財務諸表」の例外処理という位置づけである。

改訂基準では、報告企業が投資企業である場合、その投資企業が支配している投資先（以下、被投資企業）への投資に関して、純損益を通じて、IFRS第9号「金融商品」に従って、公正価値で測定することを求めている。

もともと、投資企業の親会社が、投資企業でなければ（証券会社や銀行、持株会社などであれば）、当該親会社は、投資企業及び投資企業が支配している被投資企業を連結することを求めている。

改訂基準は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用される。なお、早期適用も認められる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12110801accounting.html>

【20日】

ノンバンクにも公的資金注入か？

～【金融審議会】ベイルアウトの対象を預金取扱銀行以外にも拡大か～

金融庁は、2012年5月29日より、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（WG）を開催している。

WGでは、テーマの一つとして、「金融機関の破綻処理の枠組み」を審議している。ここでいう「破綻処理」は、破産法に基づく通常の清算手続ではなく、金融危機対応のための金融安定化措置を指している。

我が国では、このような金融安定化措置として、公的資金注入を前提とした預金保険法第102条が据えられている。欧米では、昨今の金融危機において、このような金融安定化措置に基づき、公的資金注入による大規模金融機関の救済（ベイルアウト）が行われている（いわゆる“Too Big To Fail”）。

しかし、FSBは、昨年11月、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（“Key Attributes”）において、ベイルアウトを廃止し、債権者や株主による損失負担（ベイルイン）、そして金融業界による破綻処理費用の負担といった「主要な特性」を備えた“resolution”枠組みの策定を提唱している。

“Key Attributes”は、“resolution”の対象を「システム上重要な金融機関」としており、預金取扱金融機関のみならず、ノンバンクも対象となり得るとしている。

WGは、FSBが実施している“Key Attributes”との整合性に関する現状監査（ピア・レビュー）に対応すべく、我が国における金融危機対応のための“resolution”枠組みを見直す方向で検討を進めている。その方向性を端的に表すと、「預金保険法第102条に基づく金融安定化措置をそのまま残しつつ、これに加えて、“Key Attributes”を踏まえた“resolution”枠組みを新設する」ということになる。

もともと、WGは、「納税者負担の回避」という“Key Attributes”の理念とは異なり、公的資金注入の対象をノンバンクにまで拡大するというアプローチを提示している。

WGは、年末までに原案をまとめ、早ければ来年の通常国会に関連法案を提出することとしている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12112001financial.html>

【21日】

いまさら人には聞けない株式交換のQ & A

本稿では、株式交換に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。

株式交換とは、会社法に基づく組織再編行為の一種で、原則、株主総会の承認などに基づき、一方の会社が、他方の会社を完全（100%）子会社にする手続である。

主な項目としては、株式交換と株式対価TOBの違い、株式交換の手続、株式交換に不服をもつ株主の対応、敵対的買収での利用可能性などを取り上げた。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12112101commercial.html>

【22日】

年金制度の改正法の解説と意見 2

～2.5%年金減額を含む年金支給額の試算など～

2012年11月16日、年金関連の2つの法律が国会にて可決・成立した。

過去に物価が下落した際に据え置いてきた年金支給額の特例分について、2013年10月より段階的に引き下げが行われる。年金受給者にとっては支給額の2.5%の引き下げとなる。なお、政府提出の当初案より支給額の引き下げは1年遅れになっている。本稿ではこれらを考慮した今後の年金支給額の試算を行っている。

所得の低い高齢者に対して、2015年10月より（消費税率10%への引き上げを条件として）年金生活者支援給付金が支給される。所得の低い高齢者に対する支援にはなるが、所得を世帯単位でなく個人単位で判定すること、遺族年金等を含めないで判定すること等、必ずしも支援の必要性が高くない高齢者にも給付金が支給される可能性がある。

このほか、一体改革関連法として8月に成立した年金制度の改正も併せて解説する。

※本稿は、拙稿「年金制度の改正法の解説と意見」（2012年8月24日発表）の改訂版である。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12112201tax.html>

社債の発行登録制度見直し

～実質的な改正にはつながらず？～

社債（またはCP）をプログラム・アマウント方式を用いて発行している場合における、発行登録書・発行登録追補書類での開示内容が改正された。

当該発行登録書において、発行予定期間中の「発行残高の上限」を記載する方式を選択している場合、過去に発行し当該発行予定期間中に償還する予定である社債（またはCP）の償還年月日と償還金額を記載することとされた。

これにより、当該「発行残高の上限」には、過去に募集で発行され、当該発行予定期間中に償還される社債の発行残高を含めた額であることが開示されるとともに、発行会社における社債（またはCP）の管理にも資することとなった。

ただしこれはあくまで開示上の措置であり、実際に発行できる社債の金額は、過去に発行している社債の残高とその償還による影響を受けるわけではない。その意味では、効果は限定的であるといえよう。

改正内容は2012年10月1日以後提出される発行登録書から適用されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12112201securities.html>

【29日】

**社会保障・税一体改革による家計への影響試算<二訂版>
 ~最新の法改正を反映し、2011年と2016年の実質可処分所得を比較~**

本レポートでは、消費税率引上げを含む社会保障と税の一体改革、および2012年度税制改正や復興増税などの税・社会保障の改正内容について、消費税率引上げ後の2016年と2011年時点とを比較して、家計収支にどのような影響を与えるのか総合的な試算を行う。「二訂版」では、2012年11月16日の法改正による、物価スライド特例水準の解消による年金減額および年金生活者支援給付金を試算に反映させた。

世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定した。

今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011年と比べると2016年の実質可処分所得は4.82%以上減少し、その最大の要因は消費税率の引上げ（物価上昇による実質ベースの減少）である。次に実質可処分所得を減少させる要因としては、現役世帯では、子ども手当（児童手当）の減少と所得制限、厚生年金保険料の増加、住民税の年少扶養控除廃止などが挙げられる。高齢世帯では、物価スライド特例水準の減少（年金減額）と介護保険料の増加が挙げられる。

平均的な夫婦の年金支給額である年収240万円の「75歳以上夫婦世帯」においては、物価スライド特例水準の解消による年金減額と年金生活者支援給付金がほぼ均衡していた。年金だけで見れば、平均的な夫婦の年金支給額の世帯においては、物価スライド特例水準の解消による年金減額があっても、年金生活者支援給付金により相当部分が補われるものと言える。

※本レポートは、2012年8月2日発表の拙稿「社会保障・税一体改革による家計への影響試算<改訂版>」（下記URL）を改訂したものである。なお、現役世帯においては前提の変更および再試算を行っていない（「改訂版」と同じ数値である）。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12112901tax.html>

◇11月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (11月17日付朝刊3面、 11月27日付朝刊3面)	2016年までの税・社会保障の家計負担増(または消費税の負担増)の試算を提供	是枝 俊悟
テレビ朝日「スーパーJチャンネル」 (11月22日放送)		
テレビ朝日「報道ステーション」 (11月22日放送)		
TBS「みのもんたの朝ズバッ！」 (11月23日放送)		
日本経済新聞 電子版 (11月27日付記事)		
フジテレビ「とくダネ！」 (11月30日放送)		
読売新聞・大阪版 (11月30日付朝刊33面)		

Financial Adviser (12月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.21 「平成 25 年度税制改正要望項目 (経済産業省他)」	鳥毛 拓馬
朝日新聞出版(朝日新書) (11月13日刊行)	『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』	是枝 俊悟
時事通信社「401k Web」 (11月26日号)	「年金制度の改正法の解説と意見2」を紹介	是枝 俊悟
毎日新聞 (11月26日付朝刊12面)	子ども手当・児童手当の変遷に伴う家計負担の 増減について試算掲載	是枝 俊悟
週刊朝日臨時増刊 (11月29日刊行)	『老後の不安解消マガジン臨時増刊 2013』に、 「負担増スケジュール・負担増ラッシュはこれから が本番」を寄稿	是枝 俊悟
東京新聞・神奈川版など (11月30日付朝刊地方面)	子ども手当・児童手当の変遷についてコメント	是枝 俊悟